

件　名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例
主 管 課	税務課
根拠法令等	地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号） 等

### 【改正の概要】

#### （1）個人住民税の定額減税

納税者の所得割の額から、定額（本人及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円）を減税（納税者の合計所得金額1,805万円（給与収入2千万円）以下の場合に限定）

#### （2）不動産取得税に関する特例措置

##### ① 宅地建物取引業者等に関する新築家屋の取得の日等に係る特例

取得日を新築の日から1年（本則：6月）とみなす特例措置の適用期限を2年間延長（令和8年3月31日まで）

##### ② 住宅の取得及び土地の取得に対する税率の特例

適用期限を3年間延長（令和9年3月31日まで）

#### （3）狩猟税に関する特例措置

鳥獣保護管理法に基づく許可捕獲等を行った場合の軽減税率（本則の1/2）の適用期限を5年間延長（令和11年3月31日まで）

#### （4）地方消費税に関する見直し

消費税（国税）と同様に、国外事業者がデジタルプラットフォームを介してデジタルサービスを提供する場合における「プラットフォーム課税」を導入

#### （5）個人県民税（寄附金税額控除）に係る規定整備

地方税法の一部を改正する法律（令和6年法律第2号）により、引用規定に条ずれが生じたことに伴う所要の規定整備

#### （6）その他規定整備（自動車税種別割の税率）

- ・ 電気自動車の定義や総排気量に係る取扱いの明文化
- ・ ロータリーエンジン搭載車（令和元年10月前新規登録車）の総排気量に係る取扱いの明確化

施 行 日 令和6年4月1日（ただし、（5）は公布日）

### 【その他参考事項】